

SAMPLE

令和 7年 6月 5日

251-0054  
藤沢市朝日町  
1番地の1  
藤沢市役所 保険年金課

①

国保 元気 様

①宛先は原則、世帯主です。

藤沢市長

鈴木 恒 夫 公印



③通知年度…保険料を決定・変更した時点の年度です。  
賦課年度…保険料の算定対象となった年度です。

国民健康保険料額通知書 兼 納入通知書

(通知年度 令和 7年度 ③ 賦課年度 令和 7年度)

②

通知書番号	0001234567 - 00
世帯主名	国保 元気 様

②通知書の番号です。  
※お問い合わせの際はこの番号をお伝えください。

④	円	保険料額	520,390円
---	---	------	----------

世帯の令和 7年度の国民健康保険料の額を決定(変更)しましたので通知します。  
令和 7年 5月26日現在把握している情報で作成しております。  
※世帯主本人が国民健康保険に加入していなくても、同じ世帯に国民健康保険の加入者がいる場合があります。  
※減額変更の方で変更前の金額をすでにお支払いいただき、過納額が生じた世帯には、後日、還付(充当)通知書をお送りいたします。

④該当年度の保険料額です。

⑤

⑤該当年度に保険料の変更等が発生した場合、変更理由やお支払いについてのご案内等が記載されます。

異動対象者	異動内容

異動内容が5件を超えた場合表示しておりません。

⑥

納付方法	納付書
納付場所	金融機関・コンビニエンスストア等
備考	納付方法・納付場所の詳細は、納付書裏面をご確認ください。

⑥納付方法が記載されます。  
口座振替の方は、引き落とし口座の情報が記載されます。

⑦

【普通徴収】(納付書、口座振替)		納期限	決定保険料(A)	納付済額(C)	差引必要納付額(D)
1期	令和 7年 6月 30日	52,120 円	円	0 円	52,120 円
2期	令和 7年 7月 31日	52,030 円	円	0 円	52,030 円
3期	令和 7年 9月 1日	52,030 円	円	0 円	52,030 円
4期	令和 7年 9月 30日	52,030 円	円	円	円
5期	令和 7年 10月 31日	52,030 円	円	円	円
6期	令和 7年 12月 1日	52,030 円	円	円	円
7期	令和 8年 1月 5日	52,030 円	円	円	円
8期	令和 8年 2月 2日	52,030 円	円	円	円
9期	令和 8年 3月 2日	52,030 円	円	円	円
10期	令和 8年 3月 31日	52,030 円	円	0 円	52,030 円
	年 月 日	円	円	円	円
	年 月 日	円	円	円	円
	年 月 日	円	円	円	円
合計		520,390 円	円	0 円	520,390 円

⑦普通徴収(納付書、口座振替)による納付の場合は、各期の納期限日や保険料額、通知書作成時点で把握している納付済額、保険料額から納付済額を差引きした必要納付額が記載されます。  
※ 口座振替の方は、納期限日が振替日です。

※差引必要納付額(D)は、「決定保険料(A) - 納付済額(C)」により算出されます。

⑧

【特別徴収】(年金からの天引き)	
特別徴収義務者	
特別徴収対象年金	

月別	決定保険料	円	円
4月	円	円	円
6月	円	円	円
8月	円	円	円
10月	円	円	円
12月	円	円	円
2月	円	円	円

⑧特別徴収(年金からの天引き)による納付の場合は、特別徴収義務者(年金保険者)、特別徴収の対象となる年金の情報が記載されます。

9

10

11

12

個人別内訳 令和 7年 5月26日		4   5   6   7   8   9   10   11   12   1   2   3   月数												(単位:円 ※月数は除く)	
① 氏名	② 所得割算定基礎額 (上段:調整前 下段:調整後)	③ 賦課対象月 (上段:医療分・後期高齢支援分 下段:介護分)												④ 個人保険料額 (うち介護分)	
国保 元気 様	2,490,000 2,490,000	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	12	377,880 ( 81,975)											
国保 良子 様	2,490,000 446,000	◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎	12	93,350 ( 0)											
国保 健太 様 ★	0 0	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	12	49,160 ( 0)											

- ⑨当該年度における世帯主、国民健康保険に加入している(していた)方、特定同一世帯所属者(国民健康保険の被保険者から75歳の年齢到達等により後期高齢者医療制度の被保険者になられた方)の氏名が記載されています。
- ⑩国民健康保険料所得割の算定の基となる所得金額です。加入者で緩和措置や非自発的失業者に対する軽減等の減額制度の適用がある場合は、この所得金額を調整して保険料を計算します。
- ⑪加入者の保険料計算の対象となっている月に記号(○◎□■◆)、また、記号が記載されている月の合計月数が記載されています。下段は「介護分」を示しています。記号等の詳しい説明は、通知書裏面『13. 通知書表面の説明について』の個人別内訳内『③賦課対象月』をご参照ください。
- ⑫世帯の加入者ごとの個人保険料額(参考額)です。「(うち介護分)」は、個人保険料額に含まれる介護分の額です。※ 端数処理等のため、個人保険料額の合計と世帯の決定保険料額が一致しない場合があります。

※ ◎の氏名の右に『★』が印字されている方は、所得未判明の方です。(1月2日以降の転入の方や、未申告の方など)  
 保険料計算に必要な所得金額が判明していない状態です。  
 ・該年度の1月2日以降に転入された方は、前住所地が前年の所得金額を把握していますので、前住所地へ所得状況を照会します。所得が判明次第、保険料を再度計算し、金額が変更となった場合は、保険料変更の通知をお送りします。  
 ・未申告の方も『所得未判明』と記載されます。未申告の方は、確定申告や市県民税申告などの所得申告をお願いします。

13

- 10人を超えた場合表示しておりません。「③賦課対象月」欄の記号(○◎◆等)は、保険料賦課の対象となる月を表しています。「④個人保険料額」欄の保険料額は、個別に振り分けられない端数等を、一番上の加入者にて調整していますのでご了承ください。
- ★: 所得未判明の方です。所得申告されていない場合は、申告してください。
- ◎: 非自発的失業者軽減の適用月です。
- ◆: 介護分の対象月です。

⑬保険料算定に関するご案内が記載されます。(所得未判明の方がいる場合や保険料の減額制度等の適用がある場合など)

14

国民健康保険料 料率・賦課限度額 (令和 7年度)		医療分	後期高齢支援分	介護分		
所得割額 算定基礎額 (前年中の総所得金額等から住民税基礎控除額を差引きした額)	×	6.94 %	×	2.97 %	×	2.55 %
均等割額 (1人あたり)		28,560 円	11,880 円	12,480 円		
平等割額 (1世帯あたり)		18,480 円	7,680 円	6,000 円		
賦課限度額 (1世帯あたり)		660,000 円	260,000 円	170,000 円		

⑭該当年度の保険料率です。年度によって料率は見直されます。

15

算定内訳		当初				(単位:円 ※割合は除く)			
		医療分	後期高齢支援分	介護分	合計	医療分	後期高齢支援分	介護分	合計
所得割額		203,758	87,199	63,495	354,452				
均等割額		85,680	35,640	12,480	133,800				
平等割額		18,480	7,680	6,000	32,160				
算定額合計		307,918	130,519	81,975	520,412				
法定軽減	割合								
	軽減額	-----	-----	-----	-----				
子ども軽減額		-----	-----	-----	-----				
産前産後軽減額		-----	-----	-----	-----				
限度超過額		-----	-----	-----	-----				
その他軽減額		0	0	0	0				
軽減後算定額		307,918	130,519	81,975	520,412				
-----		-----	-----	-----	-----				
端数		8	9	5	22				
決定保険料額		307,910	130,510	81,970	520,390				

⑮世帯の保険料額の算定内訳が記載されています。国民健康保険料は、医療分、後期高齢者支援金分(通知書では「後期高齢支援分」と表記)、介護分に分けて計算し、その合計が世帯の保険料額となります。